

令和6年2月28日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 高井康之
(公印省略)

「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う
実施上の留意事項について」の一部改正について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年4月より、オンライン資格確認の導入が原則義務化されたことに関し、「やむを得ない事情がある保険医療機関等」については、期限付の経過措置が設けられておりますことは、これまでご連絡申し上げてきたところであります。

今般、やむを得ない事情がある保険医療機関等における期限付経過措置について、

「(3) 訪問診療のみを実施する保険医療機関」については、居宅におけるオンライン資格確認の仕組み(居宅同意取得型)の構築を進めている状況から、経過措置期限を令和6年12月1日とすること、

「(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局」について、令和6年12月2日以降は、現行の健康保険証が発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することを踏まえ、令和6年12月1日までの廃止・休止を決めている施設については、廃止・休止に関する計画を提出の上、廃止・休止の間まで経過措置期限とする等の取扱いが示されましたのでご連絡申し上げます。

(これに伴い、オンライン資格確認導入の猶予届出書内の記載も修正されております。)

あわせて、経過措置対象の保険医療機関等の「猶予届出書」(添付資料参照)の提出について、「オンライン資格確認医療機関等向けポータルサイト」のフォームによる届出が可能でしたが、当該フォームが令和6年3月19日をもって閉鎖されるとともに、猶予届出書の提出先は、近畿厚生局 指導監査課となります。

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

問い合わせ先：近畿厚生局 指導監査課 (電話 06-7663-7664)

担当事務局：大阪府医師会 保険医療課 (電話 06-6763-7001)